

安全性確保の検討が必要な バス停留所について

日時 : 令和3年7月30日(金) AM10:00~

場所 : 文化フォーラム春日井 会議室A及び会議室B

安全・安心な路線バスの停車環境に関する検討状況

記者発表資料

令和2年12月23日 14時00分発表

愛知県バス停留所安全性確保合同検討会
(事務局)
国土交通省中部運輸局愛知運輸支局
輸送・監査担当 鈴木、吉留
TEL 052-351-3512

安全・安心な路線バスの停車環境に関する検討状況 — 安全性確保の検討が必要なバス停リストの公表 —

路線バスは、住民の日常生活や経済活動の足として運行しており、社会的なインフラとしてもその役割を果たしていますが、路線バスを利用するためには、決められた時間に、決められたバス停留所で乗降することが必要です。

バス停留所は、その地域の拠点としての役割もあることから、安全を確保した上で、利用者ニーズや地域の実情に応じて設置されておりますが、交通事情やまちづくり等は刻々と変化している中で、何もしなければ安全性が疑問視される停留環境も確認されているところです。

現在も、上屋整備によるバス乗降場所の視認性の向上や、バス運転手による降車時の声かけ実施等、可能なかぎり交通事故等の抑止が図られておりますが、上記のことをきっかけとして、愛知県バス停留所安全性確保合同検討会（令和2年10月16日設置）において、下記のとおり関係者と協働した取り組みを推進することといたしましたのでお知らせします。

愛知県バス停留所安全性確保合同検討会では、路線バスを安全・安心に利用いただくことや、円滑な交通確保に向けて、対象となっているバス停の安全対策状況について進捗管理するとともに、定期的な合同検討会開催を通じてフォローアップを実施してまいります。

記

1. 具体的な取り組み

①安全性確保の検討が必要なバス停留所リスト（別添）の公表

- 改善を促進するため、対象や対策状況等についてホームページで公表します。
https://www.tb.mlit.go.jp/chubu/aichi/bus_stop/index.html

②リストアップされたバス停留所にかかる議論について、地域公共交通会議を活用

- バス停車環境については、法的には必ずしも協議しないといけませんが、原則公開となっている地域公共交通会議を活用することによって、改善の効果を期待するものです。

③ソフト施策の展開

- バス停車環境の整備等は、措置又は検討に相応の時間を要しますが、その間もバスの運行（停車）が中断されることはないため、利用者等に向けて注意喚起するものです。
- 取り組み例
降車時のアナウンス・声かけ、停留所での注意喚起（掲示）、関係者による啓発等

2. 安全・安心なバス利用の啓発活動

- バス利用者に向けた啓発活動として、別添チラシの設置・掲示を行います。
※今回は、新型コロナウイルス感染防止の観点から、普段からバスを利用されない方も対象とした大がかりな活動は行いません。
- ※取材も可能ですが、場所が限られますので事前にお申込みください。

日時： 令和2年12月25日（金） 10:00～30分程度

場所： 名鉄バスセンター内

申込み： 愛知運輸支局 輸送・監査担当 鈴木、吉留

TEL 052-351-5312

参考1 愛知県バス停留所安全性確保合同検討会

https://www.tb.mlit.go.jp/chubu/aichi/bus_stop/index.html

構成員 中部運輸局愛知運輸支局、中部地方整備局名古屋国道事務所、愛知県警察、愛知県、名古屋市、公益社団法人愛知県バス協会

※関係市町村、関係する一般乗合旅客自動車運送事業者を指名し、部会も設置しています

参考2 安全性確保の検討が必要なバス停留所リストの項目について

<愛知県バス停留所安全性確保合同検討会>

バス停留所安全性確保対策実施状況一覧表

令和2年12月23日現在

番号	バス事業者名	バス停留所名	所在地	判定結果	安全対策実施状況
----	--------	--------	-----	------	----------

現時点での検討状況です。

全国統一の基準に基づく判定です。
評語はA～Cまでであり、Aの方がより迅速な対策が求められます。※

道路運送法に基づく一般乗合自動車運送事業の事業計画における停留所の位置であり、個別の施設等を指すものではありません。

道路運送法に基づく一般乗合自動車運送事業の事業計画における停留所の名称です。

当該バス停留所を管理する一般乗合自動車運送事業者名です。

集計用の通し番号であり、特に意味はありません。

※詳細は、「バス停留所安全性確保対策における安全上の優先度の判定方法について」（自動車局旅客課長事務連絡）を参照願います。

https://www.tb.mlit.go.jp/chubu/aichi/bus_stop/index.html

安全性確保の検討が必要なバス停リスト 『かすがいシティバス』

NO.	番号	バス事業者名	路線	バス停留所名	判定結果	実施予定日	対応策
1	226	名鉄バス(株)	東環状線	北気噴（右まわり）	C	令和3年9月予定	移設
2	228	名鉄バス(株)	東環状線・西環状線	六軒屋公民館（右まわり）	C	令和3年9月予定	廃止
3	229	名鉄バス(株)	東環状線	総合福祉センター前（左まわり）	C	令和3年9月予定	移設
4	232	名鉄バス(株)	東環状線	六軒屋4丁目（右まわり）	C	令和3年9月予定	移設
5	233	名鉄バス(株)	東環状線	関田町（右まわり）	C	未定	検討中
6	234	名鉄バス(株)	東環状線	関田町（左まわり）	C	令和3年9月予定	移設
7	235	名鉄バス(株)	南部線	上条町2丁目（市民病院発）	B	令和3年9月予定	移設
8	236	名鉄バス(株)	南部線	中切町（市民病院発）	C	令和3年9月予定	移設
9	237	名鉄バス(株)	南部線	月見橋南（市民病院発）	C	令和3年9月予定	移設
10	238	名鉄バス(株)	南部線・北部線	大手小学校南（市民病院発）	C	令和3年9月予定	移設
11	239	名鉄バス(株)	西環状線	稲口町（右まわり）	B	令和3年9月予定	移設
12	240	名鉄バス(株)	西環状線	味美町（右まわり）	B	未定	検討中
13	241	名鉄バス(株)	西環状線	味美（左まわり）	B	令和3年9月予定	廃止

1 北気噴（東環状線・右まわり）



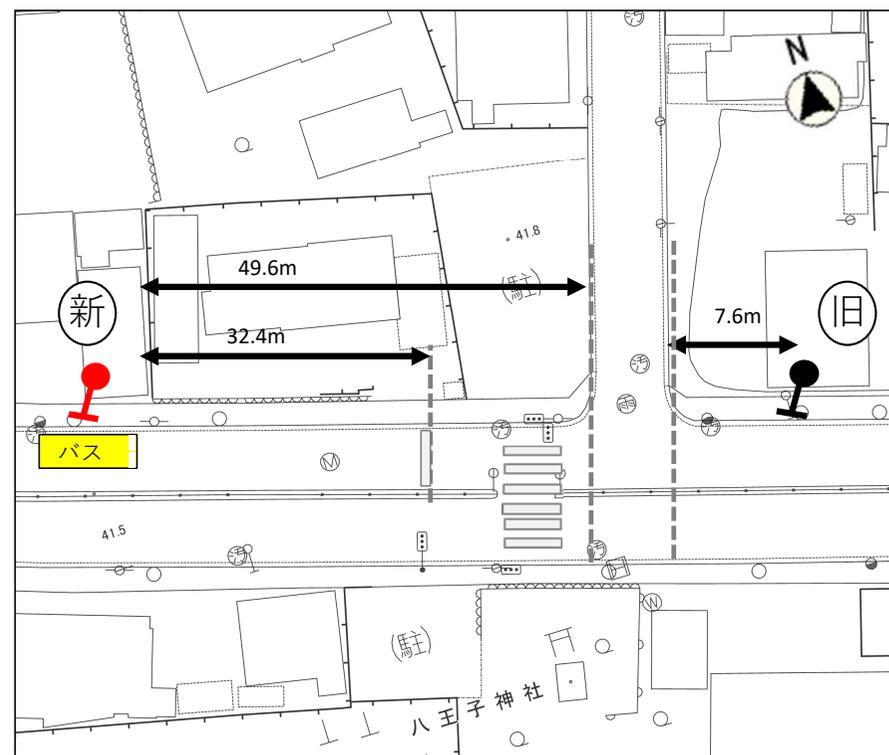
課題

- 停車時にバス車体が交差点の5.0m範囲内にかかる



対策

- バス車体と交差点との離隔を5.0m以上確保
- バス車体と横断歩道との離隔を5.0m以上確保



3 総合福祉センター前（東環状線・左まわり）



課題

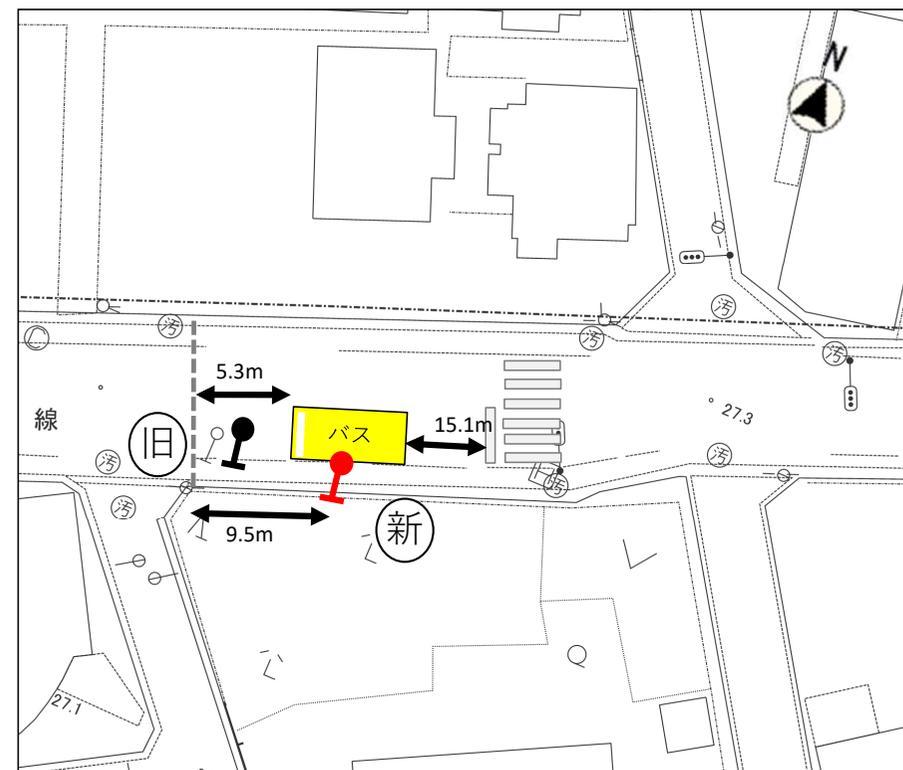
- 停車時にバス車体が交差点の5.0m範囲内にかかる



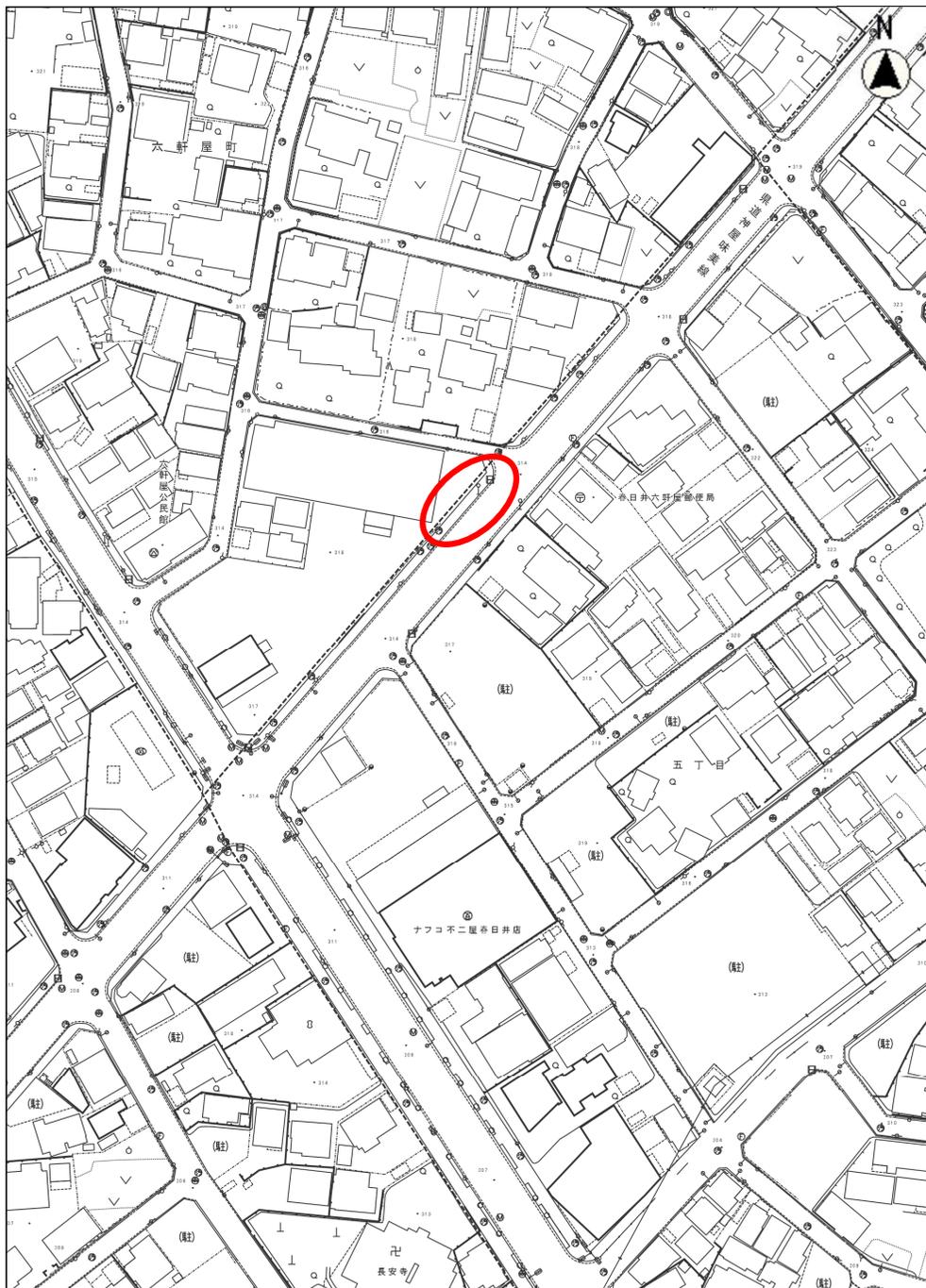
停留所移設

対策

- バス車体と交差点との離隔を5.0m以上確保
- バス車体と横断歩道との離隔を5.0m以上確保



4 六軒屋4丁目（東環状線・右まわり）



課題

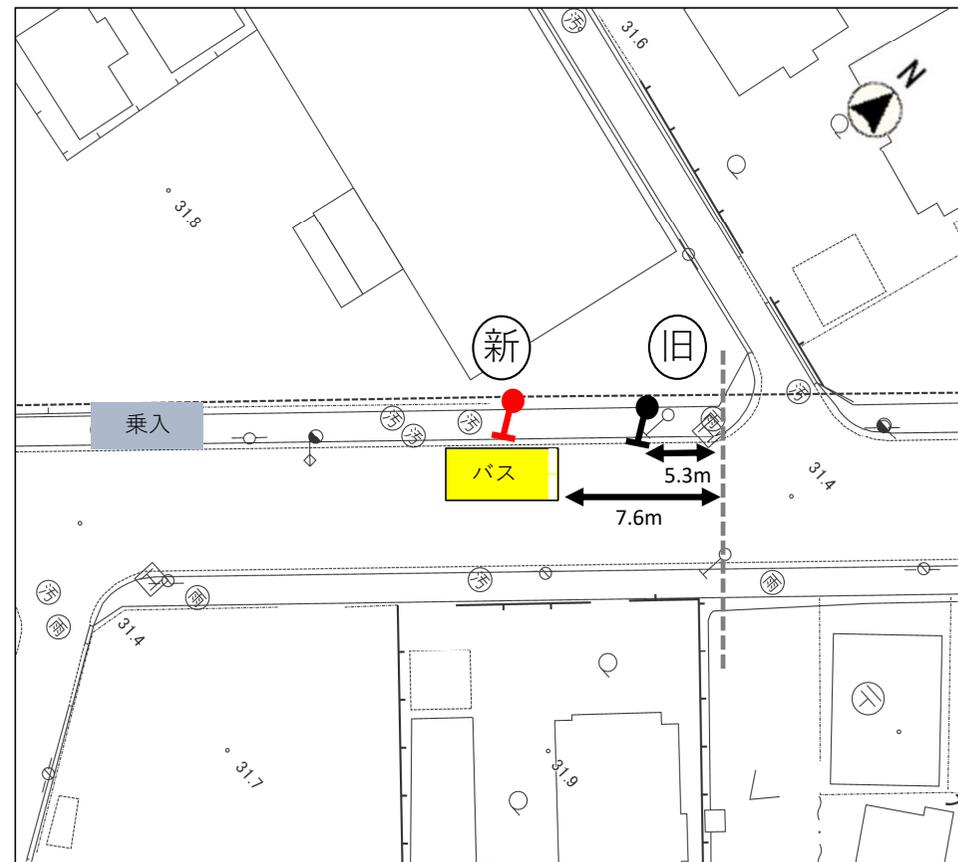
- 停車時にバス車体が交差点の5.0m範囲内にかかる



停留所移設

対策

- バス車体と交差点との離隔を5.0m以上確保



6 関田町（東環状線・左まわり）



課題

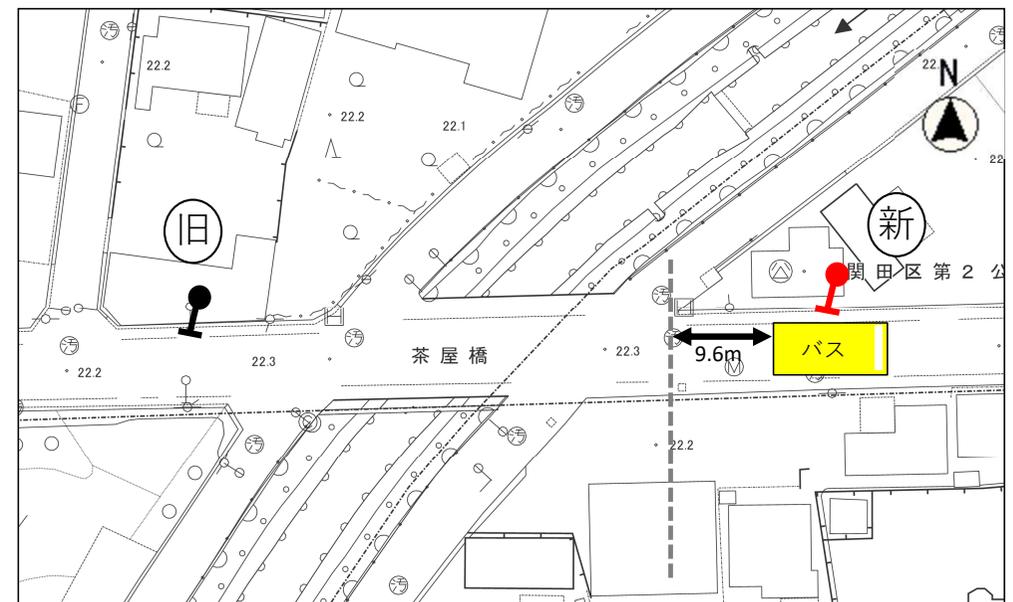
- 停車時にバス車体が交差点の5.0m範囲内にかかる



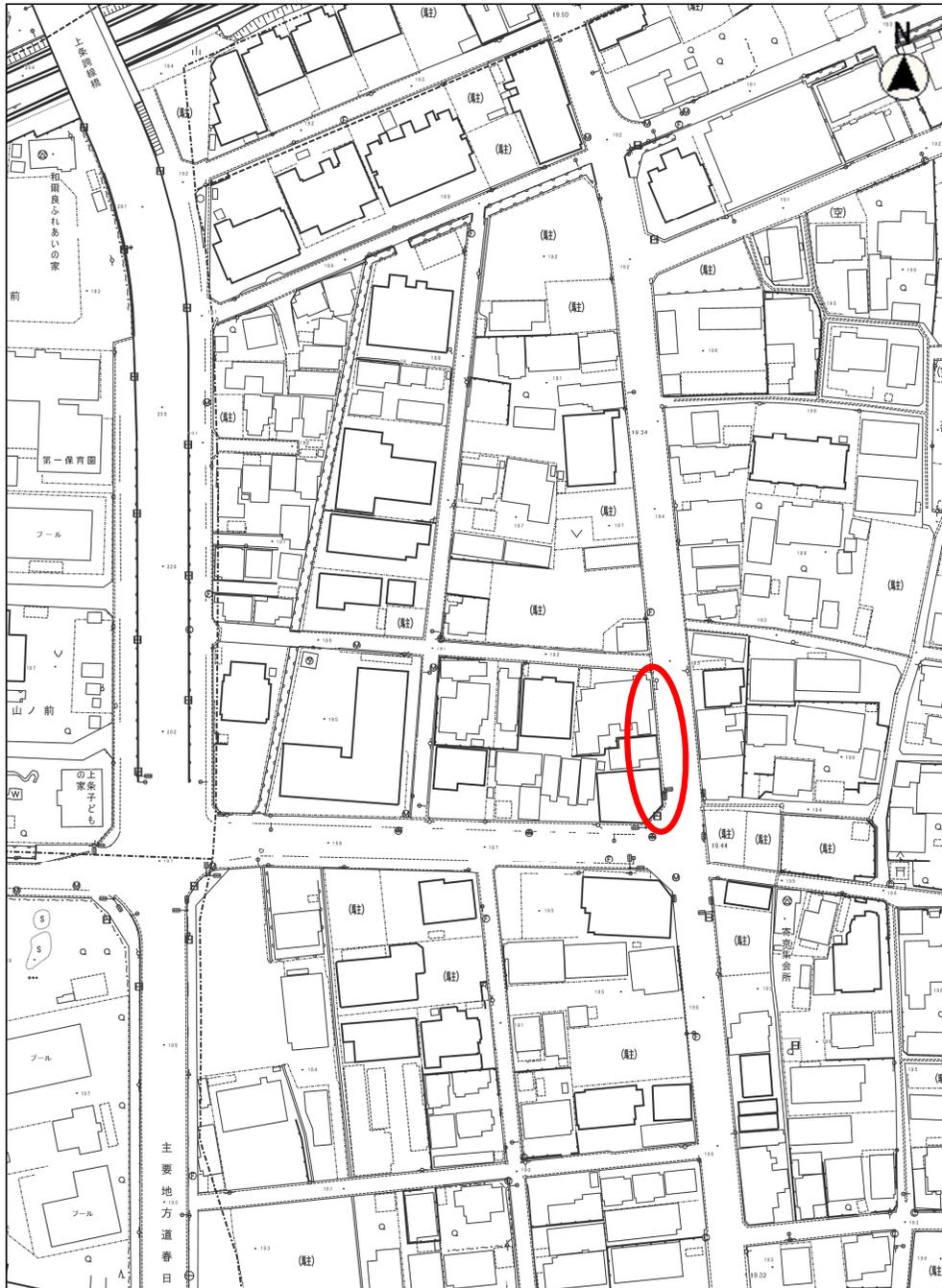
停留所移設

対策

- バス車体と交差点との離隔を5.0m以上確保



7 上条町2丁目（南部線・市民病院発）



課題

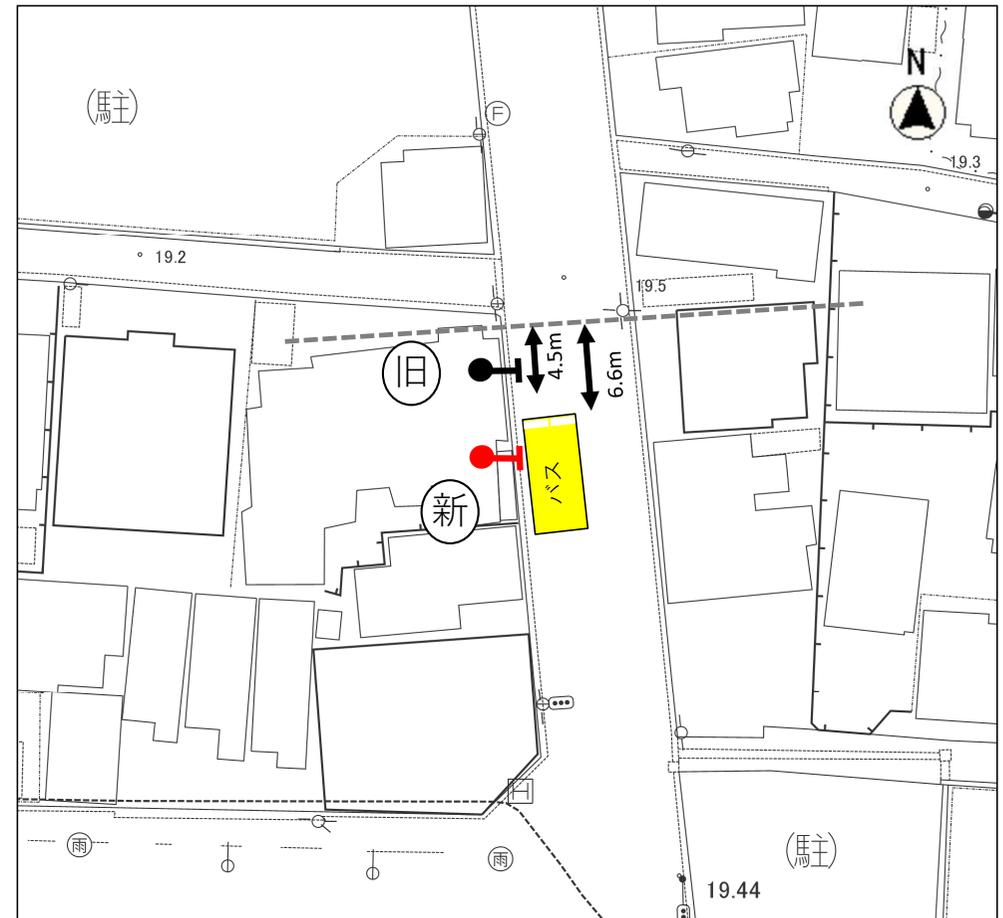
- 停車時にバス車体が交差点の5.0m範囲内にかかる



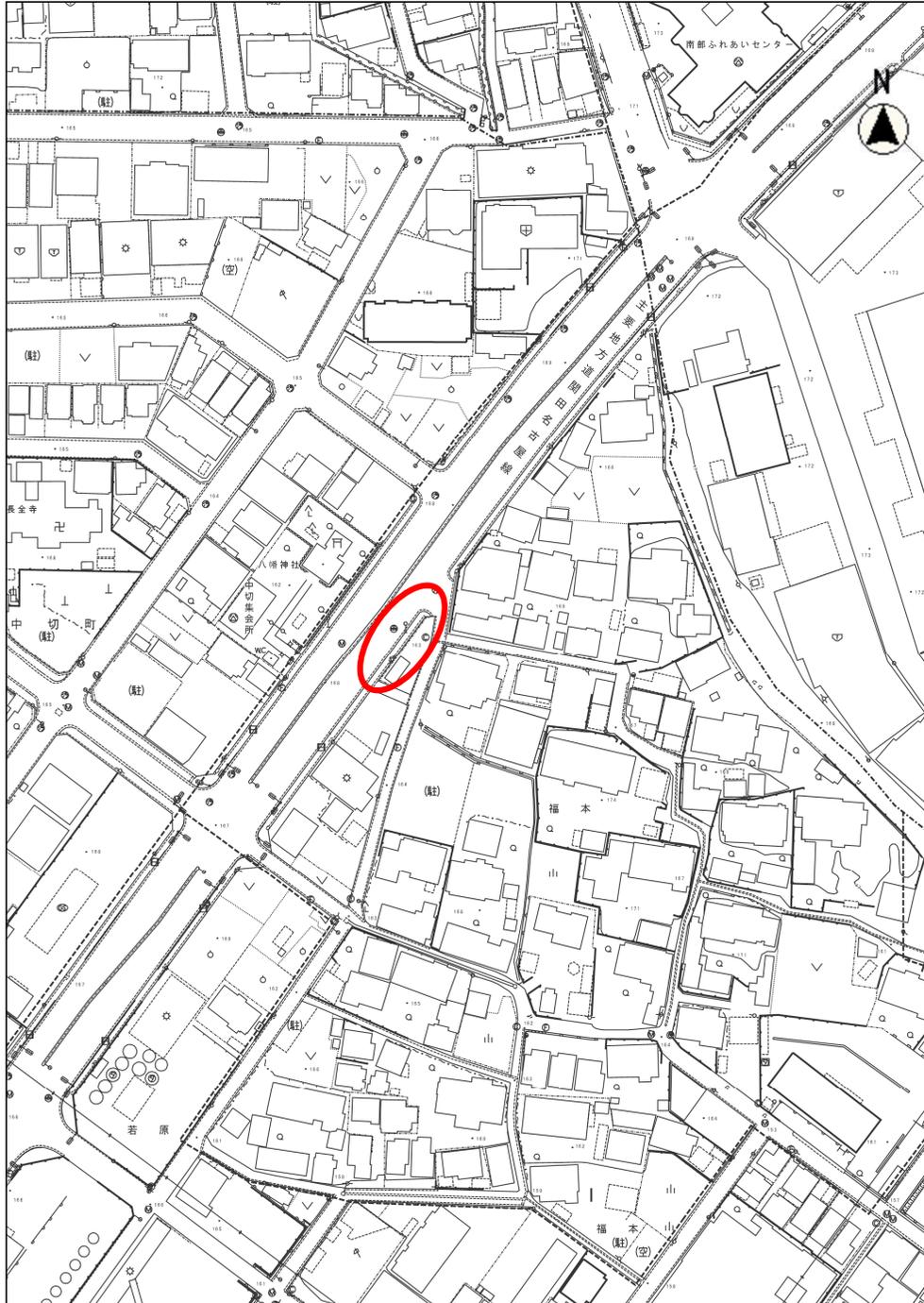
停留所移設

対策

- バス車体と交差点との離隔を5.0m以上確保



8 中切町（南部線・市民病院発）



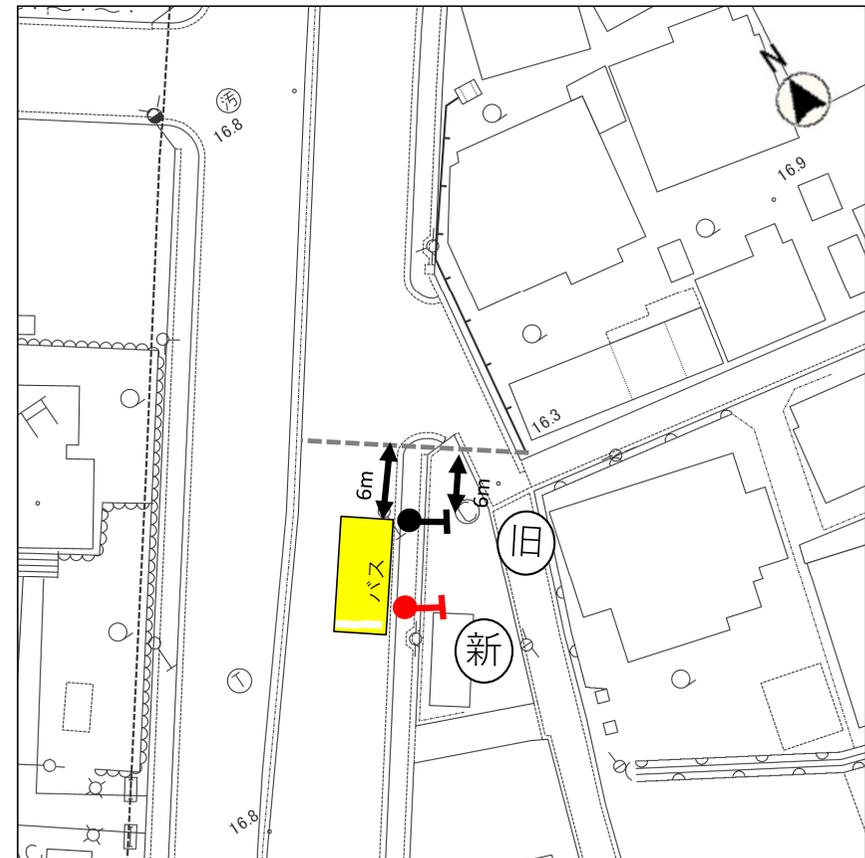
課題

- 停車時にバス車体が交差点の5.0m範囲内にかかる



対策

- バス車体と交差点との離隔を5.0m以上確保



9 月見橋南（南部線・市民病院発）



課題

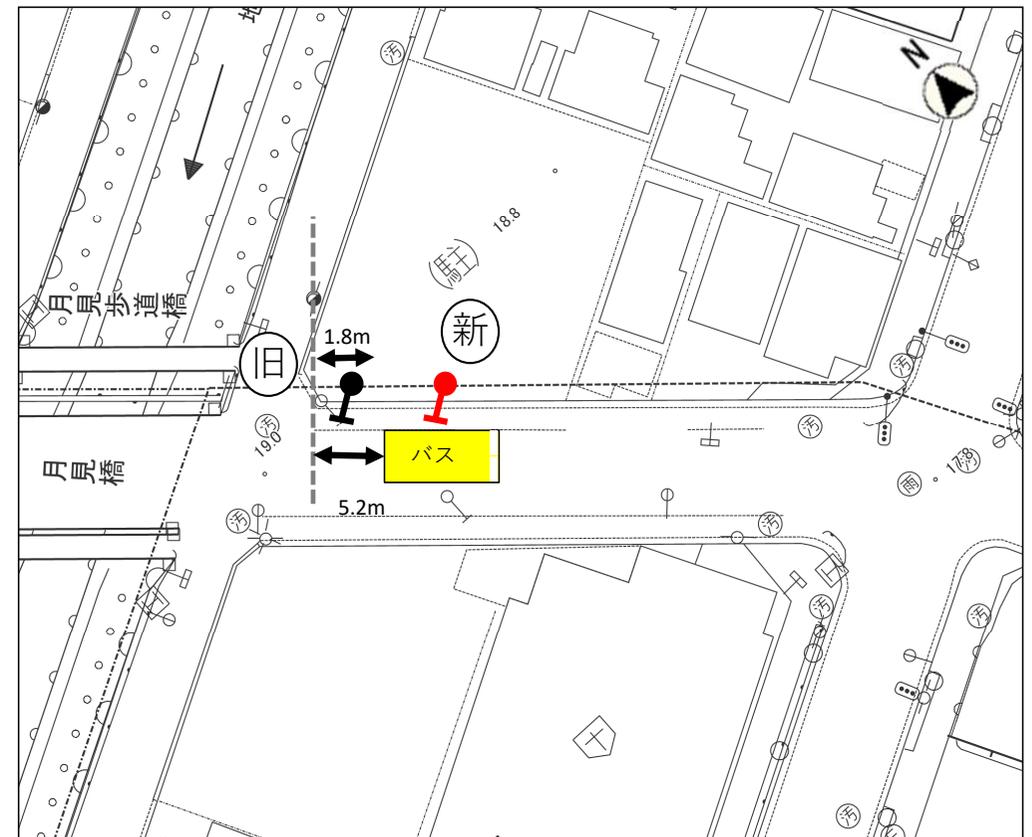
- 停車時にバス車体が交差点の5.0m範囲内にかかる



停留所移設

対策

- バス車体と交差点との離隔を5.0m以上確保



10 大手小学校南(南部線及び北部線・市民病院発)



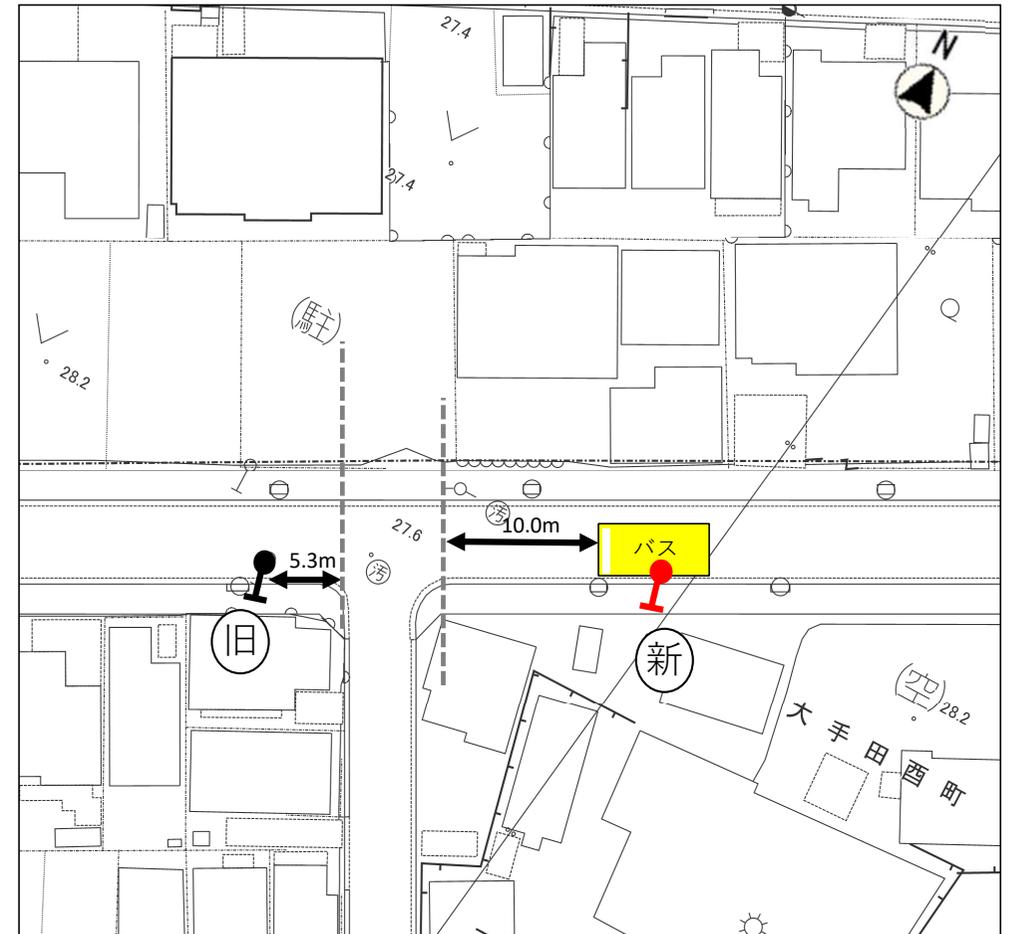
課題

- 停車時にバス車体が交差点の5.0m範囲内にかかる



対策

- バス車体と交差点との離隔を5.0m以上確保



11 稲口町(西環状線・右まわり)



課題

- 停車時にバス車体が交差点の5.0m範囲内にかかる



対策

- バス車体と交差点との離隔を5.0m以上確保

